



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 規則

- \*24 和歌山県立医科大学学則等を廃止する規則  
(総務学事課)
- \*25 和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則  
(情報政策課)
- \*26 和歌山県安全・安心まちづくり条例施行規則  
(県民生活課)
- \*27 和歌山県子ども保健福祉相談センター管理規則を廃止する規則  
(健康対策課)
- \*28 和歌山県緑資源機構事業負担金徴収条例施行規則  
(農村計画課)
- \*29 改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則  
(就農促進課)

## 規 則

### 和歌山県規則第24号

和歌山県立医科大学学則等を廃止する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県立医科大学学則等を廃止する規則

和歌山県立医科大学学則等を廃止する規則を次のように定める。

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 和歌山県立医科大学学則(昭和57年和歌山県規則第16号)
- (2) 和歌山県立医科大学看護短期大学部学則(平成8年和歌山県規則第10号)
- (3) 和歌山県立医科大学大学院学則(平成17年和歌山県規則第46号)

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

### 和歌山県規則第25号

和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則

(趣旨)

第1条 民間事業者等が、知事の所管する条例等に係る保存等を、電磁的記録により行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年和歌山県条例第23号。以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(電磁的記録による保存)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める保存は、別表第1及び別表第2の左欄に掲げる条例等のこれらの表の右欄に掲げる規定による書面の保存とする。

(電磁的記録による保存の方法)

第4条 民間事業者等が、条例第3条第1項の規定により、別表第1及び別表第2の左欄に掲げる条例等のこれらの表の右欄に掲げる規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- (1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法
- (2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準じる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

3 民間事業者等が、第1項の規定により、別表第2の左欄

に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、前項の措置に加えて、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 電磁的記録に記録された事項について消失を防止するための措置
- (2) 電磁的記録に記録された事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及びその内容を確認することができるようにするための措置  
(電磁的記録による作成)

第5条 条例第4条第1項の規則で定める作成は、別表第3の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の作成とする。

(電磁的記録による作成の方法)

第6条 民間事業者等が、条例第4条第1項の規定により、別表第3の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第7条 条例第5条第1項の規則で定める縦覧等は、別表第4の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の縦覧等とする。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第8条 民間事業者等が、条例第5条第1項の規定により、別表第4の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、従前の例による。  
(行政書士法施行細則の一部改正)
- 3 行政書士法施行細則(昭和26年和歌山県規則第31号)の一部を次のように改正する。  
第6条を次のように改める。  
(業務に関する帳簿)
- 第6条 法第9条第1項に規定する知事の定める事項は、受託した順序を示す番号及び作成した書類の枚数とする。  
(和歌山県種雄豚検査条例施行規則の一部改正)

4 和歌山県種雄豚検査条例施行規則(昭和32年和歌山県規則第53号)の一部を次のように改正する。

第4条中「種付台帳」の次に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

(和歌山県農業近代化資金利子補給規則の一部改正)

5 和歌山県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年和歌山県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第10条中「書類等」の次に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

(和歌山県漁業協同組合合併促進費補助金交付規則の一部改正)

6 和歌山県漁業協同組合合併促進費補助金交付規則(昭和39年和歌山県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第8条中「帳簿書類等」の次に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

(和歌山県漁業近代化資金利子補給規則の一部改正)

7 和歌山県漁業近代化資金利子補給規則(昭和44年和歌山県規則第79号)の一部を次のように改正する。

第10条中「帳簿書類等」の次に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

(和歌山県母子世帯小口資金貸付規則の一部改正)

8 和歌山県母子世帯小口資金貸付規則(昭和46年和歌山県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「書類」の次に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

(和歌山県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部改正)

正)

9 和歌山県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成4年和歌山県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第14条中「書類等」の次に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

(和歌山県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則の一部改正)

10 和歌山県農家負担軽減支援特別資金利子補給規則(平成7年和歌山県規則第84号)の一部を次のように改正する。

第14条中「書類等」の次に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

別表第1(第3条、第4条関係)

条 例 等	規 定
和歌山県種雄豚検査条例(昭和32年和歌山県条例第11号)	第11条第2項
和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年和歌山県条例第33号)	第11条
和歌山県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年和歌山県条例第32号)	第12条
和歌山県環境影響評価条例(平成12年和歌山県条例第10号)	第7条、第15条及び第21条
和歌山県種畜貸付並びに委託規則(昭和26年和歌山県規則第50号)	第15条
知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和59年和歌山県規則第22号)	第10条第1項第1号から第5号まで
知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成6年和歌山県規則第2号)	第14条第1項(第3号中の許可に関する書類を除く。)

別表第2(第3条、第4条関係)

条 例 等	規 定
和歌山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則(平成12年和歌山県規則第91号)	第20条

別表第3(第5条、第6条関係)

条 例 等	規 定
和歌山県種雄豚検査条例(昭和32年和歌山県条例第11号)	第11条第2項

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年和歌山県条例第33号)	第11条
和歌山県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年和歌山県条例第32号)	第12条
和歌山県環境影響評価条例(平成12年和歌山県条例第10号)	第5条第1項、第13条第1項及び第20条第2項

別表第4(第7条、第8条関係)

条 例 等	規 定
和歌山県環境影響評価条例(平成12年和歌山県条例第10号)	第7条、第15条及び第21条

和歌山県規則第26号

和歌山県安全・安心まちづくり条例施行規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県安全・安心まちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県安全・安心まちづくり条例(平成18年和歌山県条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(深夜商業施設)

第2条 条例第20条第1項に規定する規則で定める商業施設は、次の各号に掲げるものとする。

(1) スーパーマーケット(セルフサービス店(売場面積の50パーセント以上についてセルフサービス方式を採用している店舗をいう。以下同じ。))で、衣食住に関する各種の商品を販売し、その売場面積が250平方メートル以上のものをいう。)

(2) コンビニエンスストア(セルフサービス店(飲食料品を中心に販売し、かつ、営業時間が1日14時間以上営業しているものに限る。))で、その売場面積が250平方メートル未満のものをいう。)

(金融機関)

第3条 条例第20条第3項に規定する規則で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

- (1) 銀行
- (2) 信用金庫
- (3) 労働金庫
- (4) 信用協同組合
- (5) 農業協同組合
- (6) 信用農業協同組合連合会
- (7) 漁業協同組合
- (8) 信用漁業協同組合連合会
- (9) 農林中央金庫
- (10) 商工組合中央金庫
- (11) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者
- (12) 日本郵政公社

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県規則第27号

和歌山県子ども保健福祉相談センター管理規則を廃止する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県子ども保健福祉相談センター管理規則を廃止する規則

和歌山県子ども保健福祉相談センター管理規則(平成11年和歌山県規則第92号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県規則第28号

和歌山県緑資源機構事業負担金徴収条例施行規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県緑資源機構事業負担金徴収条例施行規則

(負担金額の決定通知)

第1条 知事は、和歌山県緑資源機構事業負担金徴収条例(平成18年和歌山県条例第37号。以下「条例」という。)第3条第1項及び第2項の規定により負担金の額を定めたときは、緑資源機構事業負担金決定通知書(別記第1号様式)により、その額を条例第2条に規定する事業参加資格者又は同条に規定する旧規則第42条で定める者に通知する。

(負担金の一時支払)

第2条 条例第4条第1項ただし書の規定により負担金の徴収を受ける者が、当該負担金の全部又は一部について一時支払の方法により支払をしようとするときは、緑資源機構事業負担金一時支払申出書(別記第2号様式)により、あらかじめ、知事に申し出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第1条関係)

第 号  
年 月 日

被徴収者あて

和歌山県知事 氏

名 印

緑資源機構事業負担金決定通知書

緑資源機構事業の負担金を下記のとおり決定したので通知します。

なお、各年度の負担金は、別途送付する納入通知書により指定期日までに納入願います。

記

- 1 負担金総額 円
- 2 各年度の負担金 別表のとおり

別記第2号様式(第2条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名 被徴収者 氏

名 印

緑資源機構事業負担金一時支払申出書

緑資源機構営事業の負担金を下記のとおり一時支払したいので、申し出ます。

記

- 1 負担金総額 円
- 2 一時支払しようとする負担金の額 円
- 3 一時支払しようとする期日 年 月 日
- 4 一時支払しようとする理由



和歌山県規則第29号

改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則

改良普及員資格試験条例施行規則(昭和59年和歌山県規則第35号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。